

令和4年度長野県歳入歳出決算等審査意見書の概要

長野県監査委員

I 一般会計及び特別会計

1 審査の対象

長野県一般会計、長野県特別会計（公債費特別会計以下11会計）

2 審査の結果

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、正確なものと認められました。
- (2) 予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

3 審査の意見

(1) 健全な財政運営の推進

- ・ 厳しい財政状況が続く中、新たな「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン3.0）」の推進を図り、基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を実現するためには、限られた財源と人的資源を必要となる場所に重点的に投下する必要があります。
- ・ 実質公債費比率が18%を超えていた平成18年度末に比べ、通常債の残高は約4分の3に減少しているなど、財政の健全化が進んでいます。一方、令和元年度以降は災害復旧や国土強靱化にかかる県債の発行が増加しており、通常債の残高は4年連続で増加しています。
- ・ 将来にわたり必要な事業を確実に実施していくためにも、県財政が厳しい状況に置かれていることを共通認識として、将来世代に過度な負担を残さない財政運営を引き続き推進してください。
- ・ デジタル社会や脱炭素社会の構築など、社会情勢の急速な変革を踏まえて、持続可能な行財政基盤の構築をするための改革をより一層推進してください。

(2) 収入未済の解消等

- ・ 収入未済額は、前年度に比べ、2億7,520万余円減少し、総額39億3,967万余円（前年度比93.5%）となっています。収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。
- ・ 県税の収入未済額は、前年度に比べ1億6,202万余円減少し、ピークだった平成21年度の約5分の1と、削減努力が認められます。
- ・ 税外未収金は、特別会計を含め1億1,317万余円減少しています（前年度比95.7%）。全体では未収金が減少していく傾向があるものの、多額の未収金を抱える機関については、引き続きその縮減に的確に取り組んでください。
- ・ 「長野県行政・財政改革方針2023」は主な取組の一つに税外未収金の削減をあげています。古くから残っている小口の債権が多数ありますので、適正な受益者負担に基づき公平に徴収することは前提としつつ、適切な処理ができる仕組みが構築されることを期待します。
- ・ 県が北アルプス森林組合（旧：大北森林組合、以下「組合」という。）に対し請求した補助金返還及び損害賠償について、合計380万余円の支払がありました。計画どおりの支払には安定した経営が不可欠であることから、組合の経営改善に向けた指導、助言等を行ってください。なお、組合以外の補助事業者等に対し請求した補助金返還及び損害賠償についても、本庁林務部と現地機関が連携しながら計画的かつ確実な回収に努めてください。

(3) 県有財産の適正管理

- ・ 「ファシリティマネジメント※基本計画」の下、令和3年3月に改定・策定した「施設の有効活用・転用集約化計画」及び「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有財産の総量縮小、有効活用、長寿命化、省エネ化などによる維持管理の適正化、の4つを柱として取り組んでいます。
- ・ 県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続きファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

※ 財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法のこと

(4) 県債残高の管理

- ・ 令和4年度の一般会計の県債残高は1兆8,953億余円となり、前年度に比べ84億余円増加しています。減債基金に積み立てた満期一括償還分の県債及び臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は9,919億円で、前年度に比べ41億円増加しています。特別会計は203億余円で、前年度に比べ5億余円減少しています。
- ・ 県の中期財政試算では、令和5年度の県債残高全体は減少する見通しとされておりますが、引き続き、将来の財政負担を考慮し、自主財源の確保や事業見直しによる歳出の削減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

(5) 債務負担行為等の適正な設定及び管理

- ・ 債務負担行為が設定されている事業の後年度支出予定額は、一般会計で875億余円と、前年度に比べ195億余円増加しています。これ以外に損失補償等の債務残高は120億余円あります。
- ・ 長期にわたる債務負担行為の設定や県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、累積債務が残る可能性を示している団体もあるので、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも引き続き留意してください。

(6) 職員のコンプライアンスの推進

- ・ 県は「行政経営方針」に基づき、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革を推進し、「コンプライアンス推進月間」を設けて、過去の不適切事案を題材として問題点を議論する等の取組を全所属で実施するなど、業務に関するリスクマネジメントの強化を図りました。
- ・ 「行政経営方針」を継承・発展させ新たに「行政・財政改革方針2023」を策定しましたが、今後も様々な機会を捉え、全職員のコンプライアンスに対する意識を一層高めて、適正な業務執行を行うことにより、県民に信頼される県行政となるよう一層努めてください。
- ・ 「行政・財政改革方針2023」には「デジタル技術の徹底活用等による公務能率と仕事の質の向上」が掲げられていますが、内部統制制度の効果的な運用の観点からも有用と考えられますので、積極的に取り組んでください。

II 美術品取得基金

審査の結果及び意見

【審査の結果】 計数は正確であり事務処理は適正に執行されているものと認められました。

【審査の意見】 今後も設置目的に沿って、優れた美術品の円滑かつ効率的な取得に努めてください。